

富山県への修学旅行調査事業助成交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人とやま観光推進機構（以下、「機構」という。）が富山県への修学旅行の誘致増大に寄与するため、修学旅行の富山県方面の新規調査を行う学校、旅行会社に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 機構は、本県への修学旅行を新たなルートとして調査を行う小学校、中学校、高等学校、専門学校、旅行会社から申請されたもののうち、会長が認めたものについて、その調査費用に対する助成金を交付するものとする。

(助成額)

第3条 助成額は、1校あたり3人を対象とし、調査費用のうち交通費、宿泊費等旅行費用の10分の10とし、事業内容等を総合的に勘案のうえ決定するものとする。

2 助成総額は、年間10校または100万円を超えない範囲とする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 助成金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1)原則として、公共交通機関を利用すること。
- (2)公共交通機関が運行されていない区域及び公共交通機関が運行されていない時間帯が多い地点を調査する場合、タクシー又はレンタカーを利用する場合に要する経費については、機構が認めたものに限り、助成対象とすること。
- (3)マイカーを利用する場合に要する経費については、助成対象としないこと。
- (4)宿泊を伴う行程の場合は、富山県内の宿泊施設において1泊以上すること。

(交付の決定)

第6条 機構は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは助成金の交付を決定し、申請した者に文書で通知する。

(遂行状況の報告)

第7条 機構は、助成金の交付を受けた者（以下「助成対象者」という。）に対し、必要があると認められるときは、助成事業の遂行の状況を報告させることができる。

2 前項の場合において、機構は、助成対象者が提出する報告により、交付の決定の内容及びこれに附した条件に従って助成事業が遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該助成事業を遂行することを指示することができる。

(実績報告)

第8条 助成対象者は、助成事業が完了したときは助成事業の成果を記載した助成金実績報告書（様式第2号）を機構に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第9条 機構は、助成金に係る事業の実績報告があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、適当と認められるときは助成金の額を確定し、文書により助成対象者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

2 前項の場合において、機構は、必要があると認めるときには、助成事業の完了前においても助成金を交付することができる。

(交付決定の取消)

第10条 機構は、助成対象者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けとき、又は、助成金等の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したときには、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金等の額の確定があった場合についても適用があるものとする。

(細 則)

第11条 この要綱に定めのないものについては、機構が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から適用する。